



ひがしなるせ

議会だより

発行 No. 127
平成15年4月20日



- こんなことが決まりました…………… 2
- 一般質問に6人が登壇…………… 6
- こんな質疑が…………… 12
- 村長の施政方針…………… 14
- 合併研究会…………… 15
- 私もひとこと(岩井川・半田純さん)…………… 16

ドキドキ、 ワクワク新一年生



こんなことが 決まりました

三月十二日から二十日までの会期で定例会が開かれ、平成十五年度の各会計予算や条例改正そして、各会計補正予算などが提出された。
会期の最終日には、議員発議による国の機関などへの意見書が提出され、これらすべての議案などは原案可決・承認とされた。また今回の村議員の不祥事について村当局に猛反省を促し、議員の意識高揚と信頼回復を望む議長声明が出された。

つまれて

3月定例会



蛭川簡水水源地の視察

簡易水道を統合

統合簡易水道事業に伴い既設給水区域を十二区域から七区域に変更した。

現行区域	変更後の区域
① 滝ノ沢地区	① 滝ノ沢地区
② 田子内地区	② 田子内・岩井川地区
③ 平良地区	
④ 蛭川地区	
⑤ 香沢地区	③ 手倉地区
⑥ 岩井川地区	④ 椿台地区
⑦ 入道地区	⑤ 間木地区
⑧ 手倉地区	⑥ 五里台地区
⑨ 椿台地区	⑦ 大柳地区
⑩ 間木地区	
⑪ 五里台地区	
⑫ 大柳地区	

現行区域の②③④⑤⑥⑦の六区域を統合して変更後の②区域とする



春の陽射しに

長寿祝金条例を改正

高齢化の進行と村財政の関係により、平成十五年度から支給の対象者と金額を次のように改正した。

(現 行)	(改 正 後)
・ 満七十七歳…………… 三万円	・ 満七十七歳…………… 三万円
・ 満八十八歳…………… 五万円	・ 満八十八歳…………… 五万円
・ 満九十歳…………… 十万円	・ (支給せず)
・ 満九十五歳…………… 二十万円	・ (支給せず)
・ 満九十九歳…………… 二十万円	・ (支給せず)
・ 満百歳…………… 百万円	・ 満百歳…………… 五十万円
・ 満百一歳以上…………… 十万円	・ (百万円から五十万円に) (支給せず)

臨時会

二月二十八日に臨時会が開催され、村長の給与に関する条例の一部改正案、成瀬ダム用地等の財産処分とこれに係る一般会計補正予算案などが原案可決された。

村長の減俸

十五年二月八日に発生した村職員の酒気帯び運転で、村長の三分の給与を十分の一減額することとした特別職の給与に関する条例の一部改正案が、全員一致で可決された。

成瀬ダム用地の財産処分

成瀬ダム建設事業用地等の財産処分については、次のような契約をし、これに関連する一般会計補正予算案も賛成多数で可決された。

- 処分予定価格 二億二千九百五万六千四百円
- 処分の方法 随意契約
- 処分の相手方 湯沢市関口字上寺沢六十四番地二 国土交通省東北地方整備局 湯沢工事事務所長 高橋定雄

課の統合を実施

十五年度からは五課一室として、より効率的な行政組織を目指す課室設置条例の一部改正案が全員一致で可決された。

改正前	改正後
一 総務課	一 総務課
二 企画課	
三 税務課	二 税務課
四 住民生活課	三 住民生活課
五 農林課	四 産業振興課
六 商工観光課	
七 建設課	五 建設課
八 ダム対策室	六 ダム対策室



これからもお元気で

ジュネス栗駒スキー場に雪冷房施設建設など 総額37億1千5百万円の一般会計予算を可決

※歳出に関する主な質疑は12・13ページ

案 件	議決内容
課室設置条例の一部改正 (3ページに関連記事を掲載)	原 案 可 決
職員の定年等に関する条例の 一部改正 (診療所医師の定年年齢引き上げ)	
自然公園設置条例	
介護保険条例の一部改正	
短期入所生活介護事業所利用料条例 の一部改正	
デイサービスセンター設置条例の 一部改正 (朝と夜の利用時間の拡大)	
長寿祝金条例の一部改正 (3ページに関連記事を掲載)	
ホームヘルパー派遣条例の廃止 (介護保険支援費制度により廃止)	
国民健康保険条例の一部改正	
簡易水道事業給水条例の一部改正 (2ページに関連記事を掲載)	
湯沢雄勝広域市町村圏組合理約の 一部変更	
簡易水道事業特別会計への繰入	
介護保険特別会計(介護サービス 事業勘定)への繰入	
下水道事業特別会計への繰入	

- ◎夢プラン応援事業費……………618万円
- ◎自然乾燥米生産支援事業……………189万円
- ◎基盤整備事業……………2,301万円
- ◎とも補償関連(村単独)……………275万円
- ◎中山間地域総合整備実施計画策定事業
……………410万円



14年度は第3分団第1部(椿台)に配備

- ◎軽小型動力ポンプ積載車購入……………681万円
- ◎道路新設改良……………19,931万円
- ◎建設機械購入……………1,450万円
- ◎ジュネス栗駒カントリーパーク事業
……………3,579万円
- ◎公営住宅建設工事……………8,502万円
- ◎防火水槽設置工事……………1,697万円



なるせつ子広場でおねえさんと

- ◎子育て支援ネットワークモデル事業
……………201万円
- ◎学校造林管理費……………195万円
- ◎中学校村費負担講師設置……………358万円
- ◎生涯学習推進事業……………395万円
- ◎社会体育施設整備事業……………29,992万円

主な予算・条例など

※請願・陳情については最終ページに掲載

【15年度一般会計予算の主なもの】

- ◎公有林整備事業 2,816万円
- ◎奨学資金貸付金 3,420万円
- ◎地域活性化資金貸付金 10,000万円
- ◎物産振興資金貸付金 300万円
- ◎生活バス路線等維持費補助金 589万円
- ◎テレビ難視聴解消事業 712万円
- ◎合併処理浄化槽設置事業改修費補助金
..... 1,950万円



雪冷房施設建設予定地

- ◎新エネルギー事業 17,026万円
- ◎村単福祉医療給付費 112万円
- ◎少子化対策 399万円
- ◎脳ドック補助金 149万円
- ◎一日人間ドック補助金 107万円



間伐作業中

- ◎森林整備計画推進事業補助金 400万円
- ◎森林整備地域活動支援交付金 1,348万円
- ◎焼石岳周辺環境美化事業 126万円
- ◎観光施設補修工事 476万円

案 件	議決内容
15年度国保特別会計(事業勘定) 予算 (総額 2億7千684万3千円)	原 案 可 決
15年度国保特別会計(直営診療施設勘定) 予算(総額 6千600万円)	
15年度老人保健特別会計予算 (総額 4億3千516万8千円)	
15年度介護保険特別会計(保険事業勘定) 予算 (総額 2億1千495万4千円)	
15年度介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 予算 (総額 3億1千845万1千円)	
15年度簡易水道事業特別会計予算 (総額 4億5千818万8千円)	
15年度下水道事業特別会計予算 (総額 1億1千504万9千円)	
14年度一般会計補正予算 (9千592万円 減額)	原 案 可 決
14年度国保特別会計(事業勘定) 補正 予算(693万円 減額)	
14年度国保特別会計(直営診療施設勘定) 補正予算 (613万7千円 減額)	
14年度老人保健特別会計補正予算 (歳出の組み替え)	
14年度介護保険特別会計(保険事業勘定) 補正予算 (291万8千円 減額)	
14年度介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 予算 (631万6千円 追加)	
14年度簡易水道事業特別会計補正予算 (601万8千円 減額)	
14年度下水道事業特別会計補正予算 (1千50万1千円 減額)	

酒気帯び運転処分基準の見直しを

村長/早期に厳しい見直しをする



問 村の交通安全行政の柱となる部署の管理職員が酒気帯び運転の摘発を受けた。公務員・管理職としての資質に欠ける要因が、職場生活なども含めこれまでなかったのか。

こうした事例の起こる背景・要因として、公務員のモラル確立、「全体の奉仕者」としての自覚確立の上で自己相互啓発に欠けている職場環境があるのではないかと。

つまり、公務員として問題のある行為にはお互い忠告しあい、正すべきは正しめ、自分自身も「公務員としてこれでよいのか」と自己を見つめる心が不足しているのではないかと。

私どもの行ったアンケート調査には、村民の率直痛烈な批判が議員とともに職員に対しても寄せられている。村の行革部門で取り組んでいるアンケート調査にも、同じような内容が寄せられていると思う。

こうした声は、役場本庁舎のみならず、幸寿苑や多くの事業を委託している社協も含め公的な仕事に携わる部署全てに向けられている。われわれ議員も含め「村民への

奉仕者なんだ」という自覚の確立が今この必要ない時はない。

今回のことを単に一職員の不祥事ということではたづけず、それが起きた背景・要因をよく検討しなければ効果ある改善策を立てられないか聞く。

なお、処分結果にも村民は納得していない。処分基準の見直しを求める。

村長 これは決して逃げるわけではなく、不祥事を引き起こした本人のモラルの欠如は誰もが認めることだと思ふ。

公務員は飲酒運転を交通三悪として最も身にしみて感じなければならぬ立場にあり、絶対忘れてならないことだ。

我々職員にある種の気のゆるみがあるのではないかと、もっと視点を

住民サイドに置くよう言ってきた。

それを職員が「また言ってきたか」と捉えたか「なあに」と捉えたか「そうだ」と捉えたか。

私は形式的にあいさつをしてきたつもりはなく、かかる不祥事が発生したということは、気のゆるみ、漫然と物事に対処し、意欲的に取り組もうとする姿勢が欠けていたのかと思われる。

公務に専念する義務をしつかりわきまえてあたるよう、今朝も課長会議で話した。

まさか子供でもあるまいし、それくらいのことでは判ってもらわないと、職員としての資質に欠けるとしか言いようがない。

▼処分は村の基準に基づいたものだ。いろんな批判があることは伺っているが、悩みながらも基準に基づき、交通安全を担当の参事ということも勘案した処分だ。

▼本人からは二月十二日付けで始末書も提出され、村の状況、批判を考え、その後「退職させていた方がいい」との申し入れもある。処分基準の見直しは、出来るだけ早い時期に相当厳しいものにする必要があると考えている。



他の質問項目

- ・ 介護保険居宅サービス等利用料の軽減を
- ・ 栗駒山荘通年営業の検討を
- ・ 合併浄化槽工事問題のその後
- ・ 農協加工所の今後



デイサービスでゲートボウリング



なつかしい言葉と笑顔が
会場にあふれた
(首都圏なるせ会)

他の質問項目

- ・ 入札制度の透明性
- ・ ふる里の自然を守る責任

問 「罪を憎んで人を憎まず」ということわざもあるが、去る二月八日の村職員の酒気帯び運転に関しては、交通安全所管課の管理職として、誠に遺憾の一言に尽き、「言語道断」という以外、弁解の余地のないが今の時世である。事件以来、村のホームページにあるいは差出人のない抗議の手紙やあまたの風評など、実に役場職員に対する批判は厳しい。しかも全部が「他の市町村に比べ処分が甘すぎる」ということである。

聞 へんこうごころによると、他の市町村では、道交法等の改正の都度敏感に対応するが、村の場合は、十三年一月の作成基準である。

村長はその基準に従い処罰した訳だが、その結果は、隣の町村に比べても大きく差の付いた懲戒基準となったものと思う。なお、この件については、一般住民と区別することは当然である。酒飲み運転と公務員倫理については、全国一律であり道交法もまたしかりと思う。自治体によりなぜ処分基準の違いがあつてよいのか、今これらがちまたの反応である。

とはば、何千年も語り継がれてい



る。また、これは人の上に立つ者の避けて通れない宿命でもあると考える。所見を伺う。

村長 大変困ったことが起きて、まだ尾を引いていることも事実であり、いづれきつちりとした考え方で私の責任において対応する。村の処分基準については、できるだけ早く見直しをする必要があると考えている。

本人からも申し出があり、こういった点を参酌しながら充分な対応をしていきたいと思つている。

合併問題、今後の進路は

問 今の生活が今後も続くなら、どこの町村も合併問題は起きないと思う。今なぜ合併か、これは国

の財政悪化に伴い地方交付税は確実に減る。歳入の八割以上も国庫の財源に頼る村としては熟慮すべき最たるもので、それに人口減少と少子高齢化、生産人口の減少も一朝一夕で変更は不可能で、加えて、現代の住民ニーズの多様化はサービスは高く負担は低くて、一度広げた間口を今更狭くすることは至難である。

こうした中で地方分権の対等化を維持するには、広域合併で経費の節減を図る以外にない。これが全国的な合併の体勢と思う。

吸収合併よりは対等合併を、こうした村民の心を〇×式で判定する拙速の結果は、安易な責任転嫁とならないか、村の行革調査等の提言も取り入れた構想を。

村長 アンケートの結果については、合併諸課題の一連の作業工程であり責任転嫁のためのものでなく、淡々とこの事業に取り組んできたその結果は大事にしたいと思う。今後の自立計画は腹の探り合ではないでなく、村全体が共存の目的であることはまさしくその通りであるが、十七年三月末の法定協議会加入は現時点では無理と考え断りを入れた。



柳 邦 夫 議員

自治体による懲戒基準の違い

村長/懲戒基準は見直しする

佐々木 東太郎 議員

簡水を不正使用したのか

村長/当事者は事実を認め行政処分にしたがった



- 問** この問題は当事者がこのことが起こった当時村議会議員という公職にあり、あらゆる挙動が注目されている時だからこそ問題ではないか。
- 議員**を辞職したあと「俺はそんなことはやっていない」と、口頭と文書で釈明していると聞く。
- 村民から当事者が「引水」を認め過料まで支払ったと聞くが、それなのに「やっていない」ということはどういうことが事実を知りたいという声が多く、事実関係を明らかにすることが村民の疑問に答えることになると思う。
- 不正使用したとされる事実関係の次の点について、資料を求めて説明を聞く。
- ① 引水問題は、引水の当事者が自ら工事をしたものが。
 - ② 引水の当事者から行政処分に関して事情聴取や誓約書などの取り交わしがあったとされるが、事情聴取内容とその回答はどのようなものか、また誓約書の内容はどうか。
 - ③ 当事者が不正使用したとされる水量はどれくらいか。年度毎にその量と料金換算ではいくらか。



か。写真・図面などや過料の対象となったとされる水量など事実を示す資料などはあるのか。

村長 当事者は不正行為を認め、過料を支払い行政処分に従った。引水問題に関しては平成十二年議会に報告しているとおりで、誓約書において数年前から不正行為をしていた事実を認めており、行政処分に従うことと今後一切不正行為を繰り返さない旨の誓約をしている。

行政処分には不服申し立て制度があるが、これには申し立てがなかった。

具体的な説明と言われるが、当時は議会でも話しをしており人権上の観点からもこれ以上の説明は差し控えた。

議会などにその資料を提示しているのでも確認したい。

いずれこの通水調査に伴う引水問題については、「水道事業管理者が給水したものでない」と報告にあったように、本人が引水したものと理解していただきたい。

不正行為の過料はいくらか

問 村の簡易水道事業給水条例によれば、「村長は詐欺その他不正行為によって料金の徴収を免れたものに対し、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額、当該五倍に相当する金額が五万円を超えない時は、五万円とする」とあるが、その過料の額はいくらか。

村長 条例にあわせて実施したので、金額の公表は差し控えた。

他の質問項目

- ・ 高齢者の医療問題
- ・ 靈感商法などの被害防止
- ・ 田子内地区本田堰の改修



血圧も高くないようですね



絶好の種まき日和

問 各家庭では、合併処理浄化槽を設置するにあたり、排水路場所の確保が難しく困っている家庭が、相当数あるものと思う。

この件については、以前から議会の場で、行政の責任において改善を図るようにと述べてきた。

改めて村の対応を伺う。

村長 各家庭での悩みは私どもも理解している。

どうしても流末が確保出来ない地域は、集合管を敷設して対応している。

十五年度からは、実施詳細図を村で作成して、それに基づき施工する計画なので改善されていくと思っている。

工事中の不備問題の改善策は

問 工事段階でいろいろと不備が指摘され現場では対応がとられたものと思うが、これらの点については行政がしっかりとした体制を取らなければならない。

今後もありえることなので、村はどのような改善策を取ったのか伺う。

村長 工事の不備についてはどこからも指摘されていない。



県の検査においても指摘されず、お間違いないようにしていただきたい。

浄化槽の機能はどこでも充分に果たしており、住民から苦情があった場合には即応してきたつもりである。

行財政改革は

聖域なき改革を

問 当村は現時点で平成十七年度までの合併には参加しない道を選択した。

村財政の厳しさは、村民の多くが承知しているところである。

そういった中で行財政改革は、議会も行政も今までの殻を脱ぎ捨てることも思い切った意識改革が必要と思う。

議会はもちろんだが、村長をはじめとする給与体系の見直し、現在進めている継続事業、村の発展計画に沿って進められている事業についても、聖域なく見直しをすべきと思う。村長の考えを伺う。

村長 聖域なき改革をということだが、「どこそこは、やれませんが」とか、最初からまずありきではなくして、全体を見渡した行政改革であるべきと思っている。

一定の数値目標は掲げるべきと思うが、およそ不可能に近い数字を並べては無理だと思う。現実的な努力目標をきっちり持って皆さんと一緒に進んでまいりたいと考えている。

村全体の生産力の

引き上げを図れ

問 行財政改革の見直しだけでは活性化に結びつくとは限らない。生産力を伸ばし全体の所得アップに結びつく政策の取り組みを図るべきではないか。

村長 村の産業も大変厳しい状況だということは認識している。

村の発展計画等を参考にしながらしっかりと取り組んでいくことが必要と考える。



伊勢谷 政 雄 議員

排水路は村が率先して改善を

村長/集合管で対応したい

高橋竹雄 議員

市町村合併問題での対応は

村長/アンケート結果を重視していく



問 人口一万人を最低法定人口として、それに満たない町村は合併を強力に進めるか、三千人未満の農山村は自治制度の下で自主財源が乏しく、交付税や補助金等が減少していく中で苦況に追い込まれる心配があるとされている。

また自立の道と考えた時に将来像と財政見通しに成瀬ダムの相乗効果をどれほど期待し、村の少子高齢化・過疎化対策・行政改革などの諸問題をどう考えて対応していくのか。

村長 国の指針にあるように、一万人規模、三千人規模の自治体に対する国の一定方向が示されており、地方制度調査会の中で論議されている。

財政見通しについては、現時点で見通しで示すのは困難であり、短期、中期、長期構想のもと財政見直しを立てていくことも一つの手法と考えている。

成瀬ダムの相乗効果は工事期間中相当あり、地元で恩典のあるダムであるべきで、その考えで賢明に対応しており重要な課題である。少子高齢化・過疎化対策については「二十一世紀にやさしい村づくり」に掲げた総合発展計画の実

践に住民と行政が一体となって取り組んでいく方針である。小規模自治体に対する国の対応問題も考慮しており、村のアンケート結果を大事にしていく考えである。

自立を考えた将来像は、行政と住民がそれぞれの役割を分担し相乗の痛みを共有しながら、自然豊かな住み良い村づくりを進め、時代にマッチした施策を構想する計画をたてていく。

ワラビの根の採取と地区の入会権の補償は

問 ダム用地に関わる山林等の入会権に対する補償と、仁郷の牧草地売却用地利用でワラビ畑化の根の採取が可能となるよう配慮を。

村長 地区の補償費や入会権に対

する補償については、権利区分を明確に整理した上で地元の方々と話し合い合意形成に向けて努力する意向である。

売却用地でのワラビの苗、根の採取については早速取り組んでいかなければならない課題であり、ダム事業者に申し入れをする考えで、契約する時点で一定の期間了解をいただく。

代替え山道の実現を

問 ダム工事期間とダム湖によって山への進入が寸断されること予測され、国有林の利便性を図ることから、上流に歩いていける山道が欲しいという住民の声が多い。

村長 ダム建設に伴い国有林の利便性を図るため、散策路は絶対必要で、先のグラントデザイン検討委員会の中でも話しがあり、林野庁のほうでもそれぞれ考えているようだ。道の維持管理については林野庁と慎重に対応し、地元の方々と協調体制が取れるよう努力する必要がある。

ダム事業に対しては、我々も先頭になって要望していかなければならないものと考えている。



悠久の流れを育んできた赤滝



「死亡事故ゼロ」3500日達成で
知事表彰

東成瀬村交通安全事故抑止継続3500日達成
知事表彰並びに秋田県警察本部長賞状伝達式

他の質問項目

- ・市町村合併
- ・合併浄化槽
- ・花やかなるせとグリーンツーリズム
- ・第3セクター

問 酒気帯び運転については、あつてはならないことと村長は述べている。

処分のあり方の感想は多くの人
が「甘じ」と思っている。十三年
六月の道交法改正時に基準の見直
しをすべきであった。加重を含め
内容の細微にわたって基準の見直
しをすべきである。

村長 懲戒処分の基準の見直しは
充分検討する余地があると思つて
いるし、見直しはしなければいけ
ないと考えている。

経過報告 議会への遅れ

問 このてん末の一部始終を議
会に報告すべきとは思わないが、
なるべく早く報告があれば混乱も
少なかつたと思う。議会への報告
の遅れはなぜか。

村長 職員の不祥事に対する議会
への対応は、処分の仕方の検討、
公務を抱えながら処分を発令し、
臨時議会で報告した。遅れがあつ
たとすれば今後充分注意する。

士気を高める勤務評価

問 職員は奉仕者と労働者の両面



を持つている。勤務成績の適正な
評価がなされて、やる気もその気
も出て、士気を高め、公務の能力
を高める。村での勤務評価はどん
な手法で行われているのか。

村長 人事管理の基礎資料とする
ためには任命権者が職員の勤務成
績を定期的に評定して、その結果
に応じた措置を取ることになつて
いる。

公務員制度改革が十三年になさ
れている。これには能力給制度の
導入、新給与制度の導入等が盛り
込まれているが、実際の職員の評
価については、その能力、業績を
いかに的確に評価できるかが問題
ですし、基準の明確化と公正性の
確保が難しく、いかに客観性を保
てるかが問題である。

現状においては、当村のような
場合には、評価は難しいものの実
情に応じた評価に努めていかな
ければならない。

昇任と異動の基本姿勢

問 職員の任用は、勤務成績、そ
の他の能力の実証に基づいて行わ
なければならぬと地方公務員法
第十五条に定めている。

適正な配置でないと公務の支障、
職員の士気の低下につながる。
昇任並びに異動に当たつての基
本姿勢を聞か。

村長 「職員の給与に関する条例」
及び「初任給、昇格、昇給に関す
る規則」に基づいて実施している。
勤務状況を評価して、昇給・昇
格・異動を実施しており、人事異
動については適材適所を原則とし
ている。



高橋 健 議員

懲戒基準の見直しを

村長/検討する余地がある

こんな**質疑**がありました

新年度一般会計予算は、

賛成七・反対五の賛成多数で原案可決

「歳出」に対する主な質疑

通学バス補助で

下宿している人への配慮は

高橋健議員 生活バス路線維持費補助金の中に通学費バス補助があると聞いたが下宿している人への配慮はあるのか。

企画課長 あくまでも通学バス費用の助成であり、路線バスを利用する方のみである。

雪エネルギーの施設は

どこを参考に

富田議員 今回の雪冷房事業は、どこの先進事例を参考にしたものなのか。

企画課長 十四年度に県で雪エネルギーモデル研究会を設置しており、このモデル施設として当スキー場のジュネスーが検討され、今



あたらしいおともだちがいっぱい(こぼと保育園入園式)

回の事業となった。特に今回の事業での参考例はない。

保育所の統合は

佐々木正夫議員 村がこれからどういう道を選んでいくのか決まっていないが、費用対効果もあり保育所の統合は考えられないか。

村長 少子化や低年齢児の保育形態もあり慎重に検討する必要がある。一概にまとめていいのか、保育所の保育内容によって機能分担も考えられる。近々に一箇所にする考えでなく現状に即した対応を検討していく。

地域生きがいセンターの

管理費助成の内容は

伊勢谷議員 地域の集会所の助成と聞いたが内容は。

企画課長 地区集会所施設を住民に無料開放をしていただくため、管理費の助成で電気・電話・水道料の基本料金と浄化槽の使用料を予定、一時立て替えていただき支払い証明で申請、交付となる。



手倉会館

スポット



菌床しいたけパイオ室（夢プラン事業）

**人間ドックと脳ドックの
受付を平等に**

高橋竹雄議員 この受付がすぐに満杯になるという話を聞いた。村広報に受付の時期などが載るが、配布日時により申込みの出来る順番に違いがある。これをなんとか平等にできないか。

住民生活課長 非常に難しい問題であり、広報やオフトーク通信などの手段で周知したいと考えている。また、本年度は特に脳ドックの枠はあるが五カ年間で住民一回は受診できるように考慮したい。

**給食センターの今後を
どう考える**

柳議員 宮田上林線の整備に伴い給食センターの移転の話が出てきているが、今後どのように調整して

いこうと考えているのか。

村長 路線を計画したところ給食センターにかかるため、移転補償費の中で対応策を考えた。今の情勢で給食センターの新築を考えると財政上厳しく、秋田栗駒リゾートに十六年度から民間委託を検討している。

夢プラン事業の内容は

伊勢谷議員 夢プラン事業が大きく伸びているがその内容は。

農林課長 今年一件きのご栽培を大きく計画している方がおり、これによるものだ。

**森林整備地域活動支援交付金の
村全体の面積は**

高橋健議員 この交付金については、いち早く箇所決定となったと聞くが全体の面積はいくらか。
農林課長 十四年度の協定面積は千百三十一ヘクタールとなっており、九地区と結んでいる。

起債の増加は大丈夫か

高橋竹雄議員 年々借金が増加していくが村の財政は大丈夫か。
村長 起債の償還ピークが十五、十六年度頃であり十八年以降にどんどん下がっていく。毎年一定割合で交付税にも算入されており財政計画に基づき行っている。

**中山間地域総合整備計画は
地域の実状にあわせて**

富田議員 この事業の実施計画の策定は地域要望などをとらえて、緊急性のあるものから順番に。
農林課長 基本計画をベースにして村の管理計画と合わせながら、緊急性などを加味し事業をすすめていく。

**公園整備費の委託料の
増加要因は**

佐々木正夫議員 今年度は大きく伸びているがこの要因を聞く。
建設課長 例年どおりのパークゴルフ場運営委託などの他にクラブハウスの建築設計分をみている。



おいしい給食をお届けします

施政方針

教育改革が

進められる



教育長

- ▼学校教育改革が進められ、完全学校週5日制の実施・新学習指導要綱の完全実施・学習内容の整理、統合による授業時間の削減・総合学習時間の導入・学習評価の変更など学校現場では実践してきた。
- ▼道徳教育推進は地域人材を生かした指導の推進をし、児童生徒には心に響くものがあつたと考える。
- 今後は「全村あいさつ・声かけ運動」の展開を図っていく。
- ▼15年度の東成瀬小学校の児童数は、145名、中学校は94名の見込み。
- ▼村道宮田上林線の新設に伴う学校給食センターの移転については、公共対象物の移転補償という特異性もあり、15年度予算には計上していない。15年度は現給食センターで給食を調理する。
- ▼ふる里館1階に「公民館図書室分室」を開設し、土日、祝祭日も利用可能。
- ▼新年度予算に東成瀬小学校の北側に多目的グラウンドの整備を計画。現在のグラウンドが手狭になったためとスポーツ少年団の利便を図り、屋外スポーツ施設の拠点となるようにしたい。

村長



市町村合併

村民の意思を尊重

- ▼市町村合併について、二回目のアンケート調査を実施し、九十五パーセントの回収率で五十パーセントが合併反対であった。
- この結果を村民の意思として重く受け止める。
- 今後行財政計画を立てて慎重に取り組む。これには時間を要することから「法定期限内の合併への参加は無理」と要請のあつた湯沢市、増田町に回答予定。
- ▼二月八日の村職員による酒気帯び運転では住民に多大な迷惑をかけたことをお詫びする。
- 本人には停職一ヶ月の処分と他には文書訓告、口頭注意をした。
- ▼十五年度予算は、国県の厳しい財政状況により村も厳しい予算編成となった。枠配分予算とし経費の節減を図った。
- ▼新エネルギー利用として雪冷房施設がジュネス栗駒スキー場に建設される。これにホテル浴場利用の休憩施設としても使えるようにしたい。
- ▼十五年度から介護保険料の改定を行い、三力年の推定保険料を三千三百六十四円とした。
- ▼十五年度から簡水統合事業を計画。水源地域の理解を得ながら、将来を見据えた経済的な施設整備の推進を図りたい。
- ▼ダム事業は道路工事や用地調査など順調に執行されている。
- 今後付け替え道路などが予定され、ダム事業にあわせ村の活性化となるよう積極的に参画していく。
- ▼住民生活情報伝達システムを運用して修学旅行のレポート放送をした。今後も積極的活用を望む。
- ▼国道三四二号の狐狼化地区の工事は順調で、ゴールデンウィーク前の解除に向け進むと思われる。
- ▼米政策改革大綱が決定され、大きく米政策が変わり農業者・農業団体主体にシステムが変更。十五年度は百三十六ヘクタールの生産調整目標面積となり、転作率は三
- 十六・七パーセントである。
- ▼森林整備計画は三年目を迎え、施業の共同化、路網整備、広葉樹林整備など順調に進捗している。



急ピッチで進む除雪作業(狐狼化地区)

合併研究会の報告

議会合併研究会会長(議長) 佐藤 正次郎

これまでの経緯

平成十三年四月から国が本格的に市町村合併に取り組み体制に入り、丸二年が経過した。

この間、秋田県では同年七月に支援対策本部を設置するなど全国全国的な広がりとなり、平成十七年の合併特例法の期限内に合併するか否かが議論の焦点となった。

この課題に対し郡内市町村議会等との相互の研修と意見交換を重ねて一年、住民と村の将来を考えた上で半年と、まさに激動の時間が過ぎ去った感がある。

当議会では、任意協議会から法定協議会に移行する三月末をめぐりとして最終判断をしていくこと、住民と情報交換をしながら進めて行くことを申し合わせて来た。

合併研究会での協議

このような状況の中、最後の合併研究会が三月六日に開催された。会議の冒頭、村長からこれまで

に至る郡内市町村長との話し合いの経緯、住民座談会の経過についての詳細な説明があった。

そして、第二回目のアンケート調査の結果、「合併反対」の意見が五十八パーセントを超すことが報告され、村長はこのことを重視、「平成十七年三月三十一日までの合併特例法期限内の法定協議会への参加はしない」と表明した。

これを受けて議員各自がそれぞれの考えを出し合った。

その結果、住民の意向は半数が「合併反対」であっても、厳しい財政状況である村の将来を考えた場合、合併協議会に参加すべきとの意見や、三割を越す「合併賛成」という住民の意向も考慮に入れるべきではないか等々活発な議論が交わされた。

しかし、最終的には地区座談会での住民の質疑の内容や、各年齢層にわたる「合併反対」のアンケート調査の結果は歴然としており、現状では協議会への参加は見送るべきという意見が大方を占めた。

合併協議会へは不参加

以上の論議をふまえ、「合併特例法期限内での協議会への参加はできない」という結論に至り、議会として判断したことから、湯沢市と増田町に三月二十日、協議会には不参加の旨の回答をした。

このことは村の将来を左右する大きな問題であり、「よりよい村づくり」に向け、今後さらに村を挙げて本格的に議論を深めて行く必要があることを痛感している。以上のとおり、合併問題についての村議会としての判断を報告いたしますので、住民各位のご理解をお願い申し上げます。

終わりに

今任期も残すところあとわずかとなりました。

これまで四年間、議会に対する皆様のご指導とご鞭撻に対し深く感謝の意を表します。

議長声明

わが村においては、「安全かつ安心できる村づくり」に村民一丸となって推進してきたところがあります。とりわけ、交通安全行政については、「死亡事故0」の記録を更新するなど役職員・住民とともに努力を続けている最中でもあります。そうした中で、重大な事故につながりかねない酒気帯び運転などの事実が村職員によりなされたことは、誠に遺憾なことであります。現下の村を取り巻く環境の厳しさを考えれば、住民と役職員一体となつて

取り組まなければならない岐路に立たされておる時であります。

かかる将来に向け考えるとき、改めて各自の職務に対し真摯に取り組む、厳然とした対応をしつつ今後の住民の信頼に添えてゆかなければなりません。

わたしたち議会としては、このような事態が起きたことに対し村当局に猛省を促すとともに、職員の高揚に努め、信頼回復を望むとともに村行政進捗に努め村民の福祉向上にまい進することを要請するものです。

平成15年3月20日

合併研究会での討議



皆さんの
「請願・陳情」
このように
なりました

採択となった請願・陳情

- ▼政府に「平和の意見書」の提出を求める陳情
・あきた「地球村」代表 鈴木 美子
- ▼「西尾私案」に反対し、「地方自治の確立」と「自主的合併方針の堅持」を求める意見書採択に関する陳情
・連合秋田 会長 菅谷 理市 外1名
※この請願・陳情は採択と決定し、内閣総理大臣など国の関係機関に対して意見書の送付を行った。
- ▼雪害対策支援についての陳情
・こまち農業協同組合 東部統括支所長 佐々木誠一 外3名



佐藤正次郎 議長



柳 邦夫 議員

議会議員として永年在職し、地方自治の振興に功勞があったとして、佐藤正次郎議長は全国町村議会議長会会長から、柳邦夫議員は秋田県町村議会議長会会長から表彰を受けた。

自治功勞表彰

編集室

長い冬に別れをつげるように水辺にバツケを見つけた。山里に遅い春が駆け足でやってきた。ほろ苦い独特の香が食卓にのつて、やつと春を感じる。任期最後の定例会、市町村合併・合併浄化槽・飲酒運転・水道の統合、いろいろあった。村と議会では「村民の意向を大事にする」ということで、合併特例法の期限である、十七年三月までの任意協議会には参加を見送った。市町村合併は当村にとって、「合併する」も「合併しない」もどちらの道も大変なイバラの道である。行革審議会の提言がまとまった。議員に関する部分では耳の痛い事もあった。聞く耳、しっかりと見る目が大事と、常に勉強である。行財政改革と意識改革の初年度となりそうである。四年間なんとか議会だよりを編集し、皆さんに届けてきたが、あつという間だった。これからもご愛読下さい。

(委員長・高橋 健)

■発行/東成瀬村議会 ■編集/議会広報対策特別委員会
〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1
TEL.0182-47-3411 FAX.0182-47-3260
E-mail:gikai@vill.higashinaruse.akita.jp

■印刷/株式会社増田印刷所

私もひとりごと



岩井川
半田 純
さん

「私のひとりごと」

最近よく耳にする言葉に「デフレ不況」というものがある。

身近なところで考えてみると安い物が多くなったと思うし、一方で企業も収益が減ってリストラなどを行い失業者が増加している。

最近、秋田市で昼食をとる機会が多くなった。市内では、ランチ500円が流行している。お店の中に入って食べてみると安いからといってそんなに質が落ちているとは思えない。そこそこだと思う。でも、そういうお店が多いためかお客は少ないようだ。

1軒の中華料理店に連れてってもらった。国道から少し離れた小道に入った小さなお店だった。建物も一般の家をちょっと改造したようなもので、お世辞にもきれいだとは思えない。でもお客は満員で座るのがやつとである。日替わり定食が1,000円で決して安くはない。食べてみるとすごくおいしいし、また行って見たいと思った。

村の中にもすばらしいものがたくさんあると思う。不況を言い訳にするのではなく、チャンスに考えて考える時期なのでは？

生意気な私のひとりごとである。